

- 奈良国道・木津川上流・飛鳥公園が主催する「三事務所合同工事安全協議会」では、毎年、奈良労働局健康安全課から講師をお招きし、労働災害の発生状況や建設業の安全衛生対策の推進に関する講話をいただいています。
- また、「第1回安全協議会」では、建設業の時間外労働の上限規制を工事受注者等に周知するため、奈良労働局から提供を受けたパンフレットを配付しました。「第2回安全協議会」では、奈良労働基準監督署の尾形署長をお招きし、「建設業における働き方改革」に関する講話をいただきました。
- その他、工事の主任監督員毎に工事受注者が組織する工事関係者連絡会議では、5月と11月に「大和御所道路5工区」の連絡会議において、葛城労働基準監督署の安全衛生課長をお招きし、安全衛生等に関する講話と安全パトロールに参加して頂きました。

●大和御所道路5工区工事関係者連絡会議【直轄工事受注者】

- ・開催日：令和5年 5月26日(金)
11月24日(金)
- ・参加機関：葛城労働基準監督署安全衛生課長
奈良国道の工事受注者、
近畿地整職員、現場技術員
- ・内容：
 - ・労働基準監督署から安全等に関する講話
 - ・監督員等から連絡事項
 - ・各社から工程・行事・安全目標等説明
 - ・現場安全パトロール・講評



安全パトロール講評状況(11月24日)

●建設工事関係者連絡会議【奈良労働局健康安全課】

- ・開催日：令和5年6月26日(月)
- ・近畿地整関係構成員：奈良国道・木津川上流・紀の川ダム・大和川・紀伊山系

R6実施済

●奈良県建設業関係労働時間削減推進協議会【奈良労働局監督課】

- ・開催日：令和5年7月3日(月)
- ・近畿地整関係参加機関：建政部建設産業第一課、奈良国道

R6実施済

【 】は主催者

●第1回三事務所合同工事安全協議会 【奈良国道・木津川上流・飛鳥公園】

- ・開催日：令和5年7月21日(金)
- ・参加人数：約140名(工事受注者、近畿地整職員、現場技術員)
- ・労働局講話：労働災害発生状況と建設業の安全衛生対策の推進について
講師：奈良労働局健康安全課 西川副主任地方産業安全専門官
- ・労働局パンフレット配付：建設業 時間外労働の上限規制わかりやすい解説



R6.8.7実施予定



●労働時間等説明会【奈良労働基準監督署】

- ・開催日：令和5年8月～9月、計4回
- ・近畿地整関係参加人数：30名(奈良国道・飛鳥公園・紀の川ダムの工事受注者、近畿地整職員、現場技術員)

●第2回三事務所合同工事安全協議会 【奈良国道・木津川上流・飛鳥公園】

- ・開催日：令和6年2月2日(金)
- ・参加人数：約130名(工事受注者、近畿地整職員、現場技術員)
- ・労働局講話：建設業における働き方改革
講師：奈良労働基準監督署 尾形署長



1. 直轄土木工事等における働き方改革の強力な推進

○2024（R6）年4月からの労働基準法時間外労働規制の適用が開始されることを踏まえ、国土交通省の直轄工事において、受注業者の対応を支援するために、週休2日の「質の向上」の拡大などの働き方改革を強力に推進

週休2日の「質の向上」の拡大

①他産業と遜色のない休日の実現に向けた取組

- ・工期全体での週休2日の標準化を踏まえ、**月単位の週休2日**推進に向け**補正係数を新設**
- ・**完全週休2日（土日）**を促すため、実施企業に対し**成績評価に加点**し、取り組みを支援

時間外労働規制の適用への対応

②工事、業務における現場環境改善

勤務時間外作業を避けるため「**ウィークリースタンス**」の徹底

③受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

- ・受発注者の役割分担を明確にした**ガイドライン**等の作成、受発注者への周知徹底
- ・「**書類限定検査**」（44→10種類）の原則化 等

④時間外労働規制適用に対応するための必要経費の見直し

- ・**書類作成の経費**などによる**現場管理費の増加**を反映

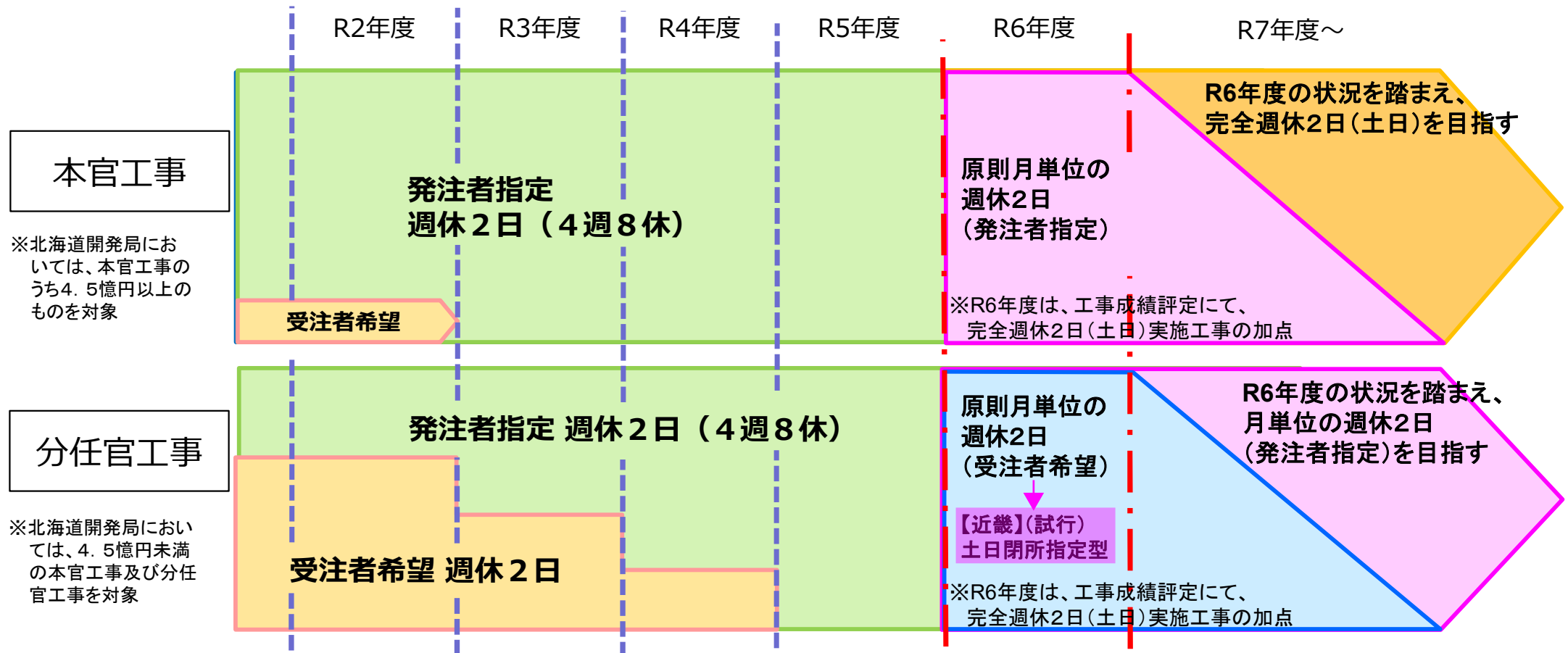
⑤移動時間を踏まえた積算の適正化

- ・事業所や資材置き場から**現場への移動時間**を考慮した**歩掛の見直し**

1. (1) 週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度の直轄土木工事の発注方針～

- 他産業と遜色ない休日取得ができる現場の実現に取り組む
- R5年度までに工期全体（通期）の週休2日が標準化されたことから、R6年度より月単位の週休2日を推進
- 休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休2日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

月単位の週休2日工事の発注方針（イメージ案）



※原則の対象外：緊急復旧工事を想定

1. (1) 週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度以降の直轄土木工事の週休2日補正係数～

- 月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用
- 月単位の週休2日の補正係数について、R7年度以降は実施状況を踏まえて検討することとし、完全週休2日（土日）の実現に向けた取組についても引き続き検討

<現場閉所>

補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03		労務費:1.02 機械経費(賃料):1.00 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02		労務費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05
R7以降	—		実施状況等を踏まえた数値を検討		

<交替制>

補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 現場管理費:1.01		労務費:1.02 現場管理費:1.02		労務費:1.04 現場管理費:1.03
R7以降	—		実施状況等を踏まえた数値を検討		

※柔軟な休日の観点から、工期の一部で現場閉所から交替制に途中変更する試行について、月単位の週休2日適用工事にも対象拡大

1. (2) 工事及び業務における現場環境改善～ウィークリースタンスの取組～

- **全ての工事及び業務を対象**に現場環境の改善に向けた取組を定めた**実施要領を策定**
- 標準項目として、「**依頼日・時間及び期限に関すること**」「**会議・打合せに関すること**」「**業務時間外の連絡に関すること**」を設け、現場環境改善に努める

(1) 目的

令和6年度より建設現場においても、**時間外労働規制が適用**されることを踏まえ、**全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施**し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2) 対象

全ての工事・業務を対象（災害対応等緊急を要する場合は除く）

(3) 取組内容(例)

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

① 依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。 【各地方整備局の取組事例】

② 会議・打合せに関すること

- ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
- ・打合せはWEB会議等を活用に努めること。

③ 業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない。（ASP・メール含む。）
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

- ・マンデー・ノーピリオド：月曜日を依頼の期限日としない
- ・ウェンズデー・ホーム：水曜日は定時の帰宅を心掛ける
- ・フライデー・ノーリクエスト：土・日曜に休暇が取れるように
金曜日には依頼しない
- ・ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング：
昼休みや午後5時以降の打合せをしない
- ・イブニング・ノーリクエスト：定時間際、定時後の依頼、
打合せをしない
- ※フォローアップ：業務完了後、2週間以内に実施状況報告
を技術管理課へ報告

など

(4) 進め方

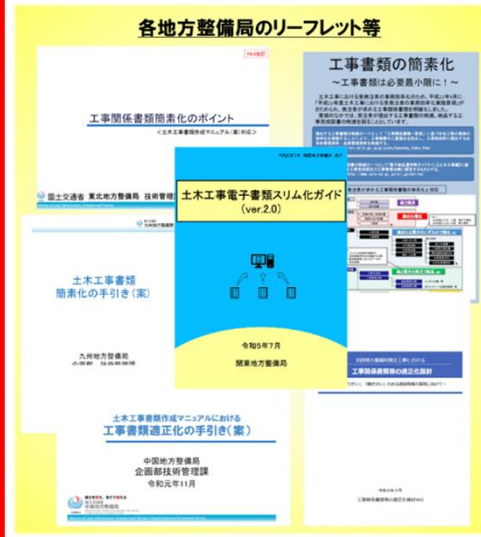
受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、**柔軟性をもった取組とすること**。
工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施**し、取組を実施すること。

(3)受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

R6年4月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた5つの支援メニューを実施

直轄
工事
での
取組

「工事書類スリム化のポイント」の横展開

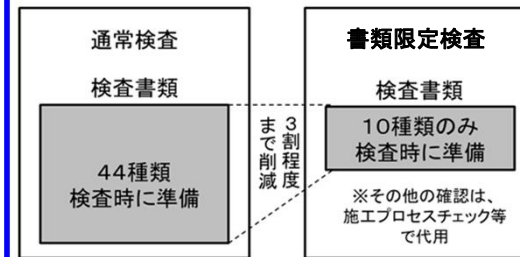


○「工事書類スリム化のポイント」等を盛り込んだ、**ガイドライン・リーフレット**等を作成し、**受発注者の隅々まで展開**

工事書類スリム化のポイント

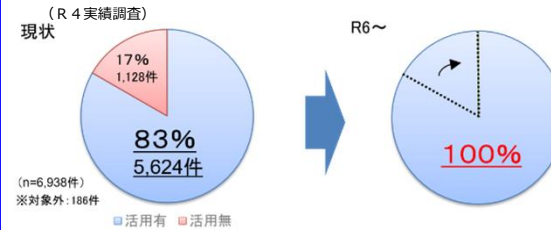
- 工事書類の原則電子化(ASP活用)
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

「書類限定検査」(44→10種類)の原則化



○完成工事における工事検査書類を44種類から10種類に限定する工事を**「原則、実施」**することとし、「**書類限定検査**」として標準化

書類限定検査のイメージ



『2024働き方改革対応相談窓口(仮称)』の設置について

○各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談窓口
『2024働き方改革対応相談窓口(仮称)』を設置

地域	相談窓口			
	名称	担当課	電話番号	URL
北海道	●●相談窓口	●●部●●課	●●●●●●	https://www.~
東北	●●2024働き方改革相談窓口	https://www.~
関東	●●サポートデスク	https://www.~
北陸	https://www.~
中部	https://www.~
近畿	https://www.~
中国	https://www.~
四国	https://www.~
九州	https://www.~

各地整の2024働き方改革対応相談窓口(仮称)一覧(イメージ)

書類関係業務の積算計上

○工事実施に必要な**書類関係業務の外注に要する経費等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、積算の更なる適正化を推進**

自治
体と
の連
携

工事関係書類の標準様式の展開

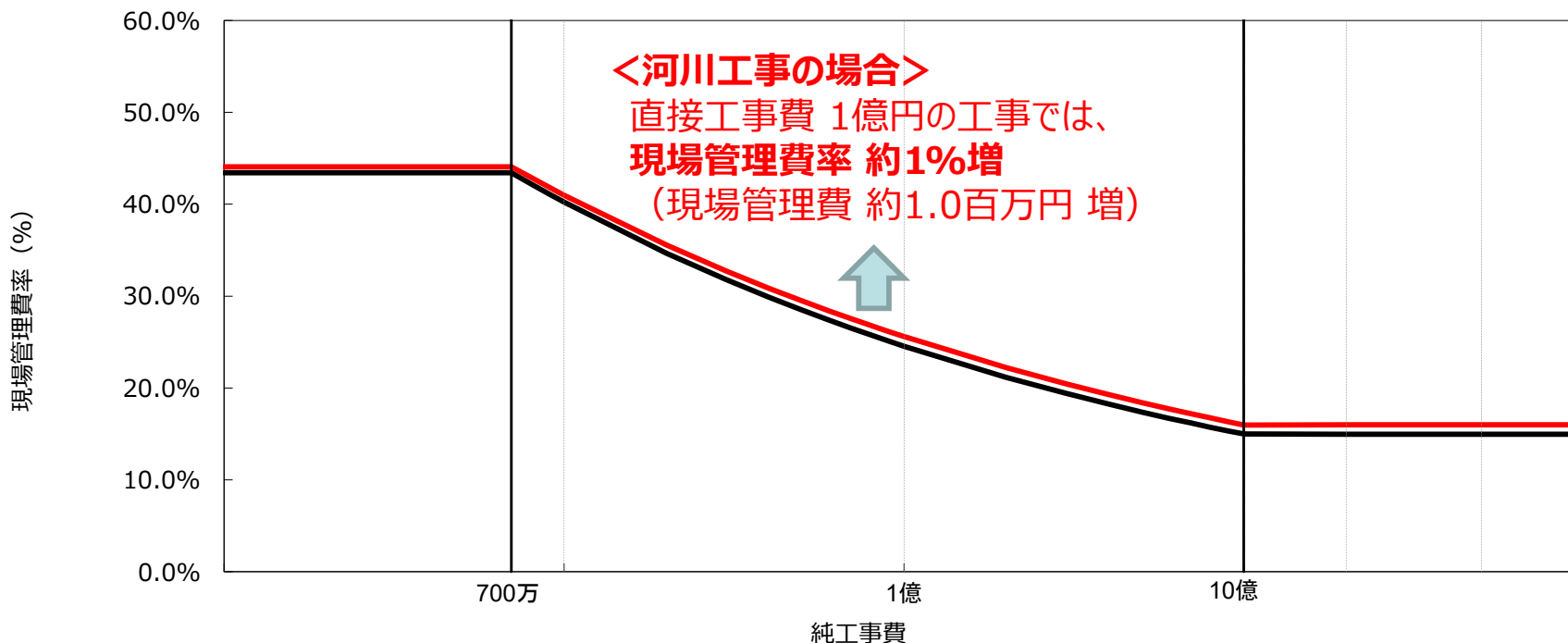
- 国交省標準様式をHPで公表
- 都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う**



(4) 時間外労働規制適用に対応するための現場管理費の見直し

- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理費率の改定イメージ



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%



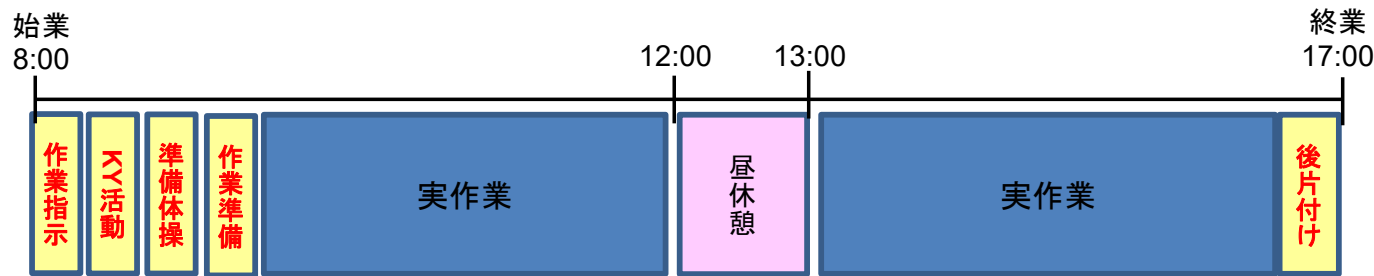
【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

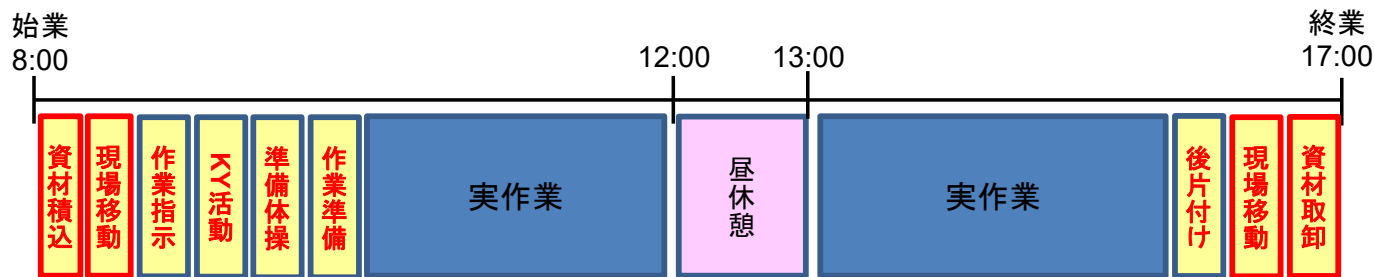
(5)移動時間を踏まえた積算の適正化

- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映
- R 4 年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するように調査表の見直しを行い、R 5 年度の 2 7 工種の分析に反映

■従前の調査



■R 4 以降の調査



- 舗装版破碎工などの**現道・維持関係等の 1 1 工種**で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒R6年度歩掛改正に反映

- ・舗装版破碎工
- ・舗装版切断工
- ・電線共同溝工(C・C・BOX)
- ・場所打擁壁工
- ・橋梁補強工(コンクリート巻立て)
- ・伐木除根工
- ・安定処理工(バックホウ混合)
- ・泥水運搬工
- ・現場取卸工
- ・踏掛版設置工
- ・グラウトホール工